

友だち、豊臣秀吉

七月十五日

一 午前九時ヨリ歌詞委員會ヲ午後一時ヨリ樂曲委員會開會

議題 詞歌 齋藤實盛、四季の雨

樂曲 豊臣秀吉

七月廿二日

一 午前八時ヨリ歌詞委員會ヲ午後一時ヨリ樂曲委員會開會

議題 歌詞 運動會、四季の雨、齋藤實盛、卒業生を送る歌、

旅行

樂曲 川中島、おもひやり

七月廿九日

一 午後一時ヨリ樂曲委員會開會

議題 川中島（二曲）、港

一 歌詞委員會ハ臨時休會

八月五日

一 午前九時ヨリ歌詞委員會開會

議題 冬景色

一 樂曲委員會ハ臨時休會

一 高野、富尾木ノ兩委員缺席

八月十二日

一 午前八時ヨリ委員會開會

議題 歌詞 冬景色

樂曲 港

一 乙骨、高野、楠美、上、吉丸ノ五委員缺席

八月十九日

一 午前八時ヨリ委員會開會

議題 歌詞 旅行

樂曲 おもひやり

一 武笠、高野、小山、楠美、吉丸、南ノ各委員缺席

〔手書き〕

(二) 参考資料二

『昭和五年九月 唱歌編纂に関する書類 東京音楽学校唱歌編纂掛』と書きされた一束の資料を掲載する。表書きのある厚紙（縦二九九mm、横四一二mm）を二つ折にした形状で、三つの綴りと謄写版の印刷物（一枚で完結するもの）と手紙類が挟み込まれている。ここでは以下の三つの綴りを掲載する。

『昭和五年一月起 唱歌編纂掛記録』

『昭和五年四月 唱歌編纂掛 作曲部記事』

『唱歌編纂に関する控 昭和五年八月』

印刷物は三番目の綴りの貼付資料①とほとんど同一内容であるため割愛する。

なお手紙類は七通あるが詳細は略す。

日付順

一 白鳥省吾氏から乗杉校長宛、創作を承諾するハガキ（昭和五年八月十五日 消印同日）

二 濱田廣介氏から乗杉校長宛承諾する旨のハガキ（昭和五年八月十五日 消印十六日）

三 西條氏留守宅より乗杉校長宛。西條氏の内諾を伝える手紙（八月十七日 封筒なし手紙のみ）

四 三木露風氏より唱歌編纂掛宛、歌詞作製承諾を伝える手紙（九月十一日 封筒なし手紙のみ）

五 北原白秋氏代理人より唱歌編纂係宛、作歌の承知ならびに自宅で

の面談希望を伝える手紙(昭和五年九月十五日 消印同日)

六 白鳥省吾氏より片山頼太郎氏宛、「抒情詩 裾野の旅」<sup>日</sup>、「民謡 上野小唄」原稿(封書。原稿用紙入り。消印昭和五年十月二十四日)

七 三木露風氏より片山頼太郎氏宛、「我等の精神」原稿(封書。原稿用紙および謄写版印刷に朱の入ったものが同封されている。消印昭和五年十月二十五日)

昭和五年九月

唱歌編纂に関する書類

東京音楽學校唱歌編纂掛

昭和五年一月起

唱歌編纂掛記録

昭和五年一月十五日第一回會議ヲ校長室ニ開キ、島崎、乙骨、高野、片山、成田、橋本ノ六委員出席。校長より青年男女ノ歌フニ適スル歌曲集編纂ノ趣旨ヲ述べ、次デ歌詞及歌曲編纂ノ標準ニ就テ討議シ、樂譜ハ大體日本人ノ趣味ニ合スルモノヲ新作スルコト但シ外國曲ノ適當ナルモノアレバコレヲ採用スルモ可ナルコト。

歌詞ハ古歌古謡、現代詩人ノ既作ノ詩ノ外ニ必要アル場合ハ新ニ詩人ニ依頼シテ創作セシムルコトヲ相談セリ。

昭和五年一月二十八日 火 曇

教頭室ニ於テ午前十一時三十分ヨリ后一時迄

出席者、島崎、乙骨、高野、岡野、信時、船橋、片山、牟田、橋

本、警諸氏 梁田氏所要ノ爲缺

中等學校國語教科書中ヨリ、詩及歌ヲ拔出シソレニツキテ採否ヲ決定スベキ方針ニ就キ高野教授ノ注意アリテ結局、國語讀本中ヨリノ拔萃ハ參考トシ最後ハ原詩集其物ニ就テ調査スル事トス

代表的詩人ノ詩集ヲ各員ニ於テ讀ミ合セ價値アルト認メラレタルモノニハ各員ノ頭文字ヲ頭ニ付シテオクコト。

其ヲ順々ニ各員ニ廻シテ採否ヲ決定スルコト。

等ニツキテ協議ヲナス。古歌古謡は高野教授ニ委任。次回ハ來週ノ火曜日同時刻同場所ト決定。新作ノ歌詞ヲ誰ニ依頼スルカハ次回ノ問題トス。尋常小學校卒業以上ノ高等學年男女及中等教科用ニモ使用出來ル歌曲ヲ作ルコトヲ目的トス。

豫算ハ定メザレドモ、ソノ專案ニヨルモノトス、右ハ校長自身ヨリ各委員ノ前ニテ宣セラレタリ。

昭和五年二月四日 火 晴、第三回委員會

教頭室ニ於テ十一時半ヨリ十二時半マデ

出席者 島崎、乙骨、高野、岡野、信時、船橋、片山、梁田、成田、橋本、警

現行國語讀本中の韻文拔萃三冊ヲ委員ニ參考トシテ配布ス、前回ノ決議事項中「中學教科用ニモ使用出來ル歌曲」ト云フ文句ノ解釋ニ就テ成田氏ヨリ質問出デ協議ノ結果、何レノ家庭ニ於テモ歡ンデ使用出來ル性質ノモノ、然モソレガ學校ニ於テモ妥當性ヲ有スルモノ、換言セバ、社會教育ト學校教育トニ同時ニ適應スルモノ、更ニ言ヘバ、從來ノ學校唱歌ニヨリ多クノ社會性ヲ帶ビルモノ、尙樂曲

ニ於テハ從來ノ日本的ナルモノ（日本ノ民情ニ適ヘル歌曲、邦樂ノ曲）ヲ出來ルダケ採リ入レルコト。（高野氏主張）

右ノ點ヲ考慮シテ作曲ニアタルコトニシタシ。

歌詞選定ノ方法ハ作曲ニアタル委員達ニ於テ、各々ソノ詩人ノ原著ニ就キテ、コレナラバ作曲可能ナリト認ムルモノヲ選定スルコト。

（選定サレシ歌詞中ニブラックリスト詩人ノ作アリシ場合ニハ高野氏ヨリソノ度ニ、注意ヲ與ヘルコト）

作曲者ノ氏名ハ樂譜ニ記載スルコト。

萬葉集ヨリ拔萃スルモノハ、赤人ノ不盡山ノ歌（長歌及反歌）及山上憶良ノ子等ヲ忍ブ歌ノ二ツヲ高野氏選定ス（保科第九卷）。

次回ハ來々週（二月十八日）ト決定ノ上散會。

二月十八日 火 第四回

拔萃ヨリ左ノ通り選抜、更ニ審議ヲ重ヌル筈

No.1 一卷（掛員一名ヲ一點ニ數フ）

不盡山を望みて 7點 山部赤人 P.22

子等ヲ忍ブ 6點 山上憶良 P.23

大海原 4點 坪内逍遙 P.3

四季 5點 清水濱臣 P.9

No.2 二卷

春のあした 6點 尾上柴舟 P.1

心のまゝになるならば 4點 武島羽衣 P.18

No.3 月と母 5點 西條八十 P.23

今様 舊き都 7 後徳大寺實定 P.24

ステニ雅樂調ニテアリ

花 7 頼山陽 P.25 一條氏ノ作曲アリ。

右選定ノ後、高點ノモノヨリ逐次審議ス

七點ノモノ

No.1 ○不盡山 可決 高野、船橋、片山、乙骨、信時、岡野、梁田

七氏（信時氏作曲）

No.3 ○舊き都 可決 高野、船橋、乙骨、岡野、橋本、梁田、牟田

七氏（船橋氏作曲）

○花 可決 高野、乙骨、船橋、成田、岡野、梁田、橋本

七氏（成田氏作曲）

右三ツ可ト決定。

次ニ

No.1 ○子等ヲ忍ブ歌 6點 可 P.23 高野氏、船橋、片山、信時

岡野、梁田、六氏（片山氏作曲）

No.2 ○春のあした P.1 6點 可 成田、船橋、高野、乙骨、岡野

梁田、六氏（梁田氏作曲）

No.1 四季 5點 再考

No.3 ○月と母 P.23 5點 可 乙骨、片山、成田、岡野、高野 五

氏（岡野氏作曲）

No.1 大海原 4點 再考

三ツ可決、二ツ再考、No.2 夕の星、No.2 心のまゝになるならばは共に

四點ありしも之は否決されたり。

No.1 | No.3 に於て右の如く可決六ツ。

今回は二十五日（火）No.4より逐次審議の事として散會。

二月二十五日 火 晴 第五回

島崎教頭出張の爲缺 其他出席

作曲擔當ニツキ左ノ通り議決

No.1 P.23 不盡山を望む 山部赤人

作曲家信時氏

〃 P.23 子等を忍ぶ歌 山上憶良

〃 片山氏

No.11 旅人の歌↓No.2 P.1 春のあした 尾上柴舟 棄權

（二十七日に申出）  
作曲家梁田氏

No.3 P.24 舊き都 後徳大寺實定

作曲家船橋氏

〃 P.25 花 頼山陽

〃 成田氏

〃 P.23 月と母 西條八十

〃 岡野氏

No.1 P.2 川 千家元麿

〃 橋本氏

追加

No.1 P.2 「川」千家元麿作は、高野、信時、梁田、片山、橋舟の五氏贊成して橋本氏作曲と決定。

作曲につきてなるべく單音を用ひ場合によつて重音を用ふるも可也。

其他自分で作曲したきものあらば、歌詞の悪きものに非ざる限り個人に之を許す事。

次に、今日の拔萃

No.5	No.4	點數
ヨリ P.1 春の草	P.7 星と花	
	土井晚翠	3
	三木露風	5

No.5 P.2 雜草 與謝野晶子 3

〃 P.2 筑波 北原白秋 4 片山

No.5 P.10 春は來ぬ 島崎藤村 6 點

〃 P.16 ねむれる母 西條八十 5 牟田氏又ハ梁田氏

No.6 P.6 里の夕暮 柳澤健 3

〃 P.9 勞働歌ノ朝 島崎藤村 5

次回は試験終了後のこと、追て通知の事

尙、第十一まではなるべく早く拔萃して提出を願ふ事

（一）「棄權（二十七日に申出）」は余白にあとで加筆されたものと思われる。

五月六日 第六回

嶋崎、乙骨、高野、岡野、信時、片山、船橋、梁田、近藤、橋本、牟田缺

No.7 くぬぎ落葉 6 點 贊成者名は原簿に記入しあり。

朝 5 點

焚き火 2 點

拂曉 1 點 梁田

落葉 5 點

No.8 野に出で、 6 點

老人と帆 1

小鳥 1

No.9 石工 4

土堀れ 2

月夜 2



No.3 P.14 母と蘆(西條八十)ヲ採用シ成田氏引受クトス

No.1 P.9 四季(清水濱臣)ヲ採用シ梁田氏引受トス

No.10 P.11 今様(四ツ皆)ヲ採用 船橋氏引受ス

No.5 「雜草」(晶子作) 信時

No.9 P.1 「土堀れ」ヲ採用 信時氏

No.9 P.1 「石工」ヲ採用 船橋

No.14 P.5 「桑の薄陽」 成田

No.5 「春の草」 岡野

晚秋(八波) 片山

たんぼ(西條八十) 橋本

近藤氏ニ港ノ歌

高野氏モ一二作ルコト

(手書き)

昭和五年四月

唱歌編纂掛

作曲部記事

唱歌編纂掛作曲部委員會記事

四月三十日 水曜日

本日正午臨時ニ作曲部委員會ヲ四番教室ニ行フ

出席者 信時、岡野、成田、橋本、片山

會議事項、來週ヨリ每週金曜日午後〇時半ヨリ二時マテ定期委員會ヲ開催スルコト。

會ヲ開催スルコト。

不盡山を望みて(萬葉) 信時潔作曲

子等を忍ぶ歌(萬葉) 片山穎太郎作曲

花(頼山陽) 成田爲三作曲

ノ三作曲案稿出來。作曲選衡ニ關スル申シ合セヲナシコレニ關スル規約案作成スルコトニ決定。

五月九日 金

午后零時半ヨリ開催、

出席者、信時、船橋、岡野、成田、橋本、片山 梁田氏へハ午前

中ニ前回ノ會ノ經過ヲ報告シラク

小林書記ニ委囑シアリシ作曲案稿謄寫印刷三種中本日「花」及ビ

「子等を忍ぶ歌」出來、委員ニ配布。

來週例會ニ於テコレニツキ協議會開催ノ予定、内規出來ス 下ノ

如シ。

唱歌編纂掛 作曲部 内規

一、今回ノ編纂事業ニ於テハ作曲原作者ノ意圖ヲ尊重スル方針ニ基キ事業ノ根本主旨(作歌作曲聯合委員會ニ於テ決定セシモノ)ニ合致順應スルコトヲ諒承ノ上、作曲者ノ自由ナル藝術的教育的表現ヲ遺憾ナク實現セシムルモノトス。從而作曲上ノ責任ニ關シテハ作曲者ニ於テソノ多クヲ分擔スルモノトシ、每篇必ス作曲者ノ記名ヲ伴フモノトス。

一、作曲部委員會ハ定期ニ當分ノ中、每週一回金曜日午後〇時半ヨリ同二時マテ唱歌編纂室ニ於テ開催ス。

一、委員會ニ於テハ提出作曲案稿ニツキ委員各自ノ意見ヲ陳ヘ妥當ナラザル個所ニツキ審議ヲナシ、原作者ニ推敲ヲ求メ、作曲案稿ノ裁否ヲ決定スルモノトス。裁否ニ關シテハ主事及ビ主任ノ考慮ヲ尊

重セラルヘキモノトス。

一、委員ニシテ委員會ニ出席シ難キ事情ノ場合ニハ主任又ハ常當番(片山)ヨリ口頭又ハ文書ヲ以テ必要事項、會議進行ノ狀況ノ通達ヲナス。委員會ニ出席シ難キ場合ニシテ委員會ニ提議又ハ會議事項ニ關スル意見ノ通達ハ主任又ハ常當番ニ於テコレヲ拜承シコレヲ委員會ニ傳達スルモノトス。

一、作曲案稿ハ謄寫印刷ヲナシテ委員ノ閱覽ニ供ス。

一、作曲案稿ノ他見ハコレヲハバカラレタシ。

一、作曲案裁定ノ上ハ更ニ出版ノ目的ニ合スル如クニ記譜上ノ體裁ヲ整ヘタル正稿ヲツクルコト。

五月十三日 火

以上。

本日作歌作曲聯合會ニ於テ決定シタル歌詞ノ作曲者ヘノ配當左ノ如シ

「ねむれる母」 成田氏 No.5 西條八十詩

「朝」 岡野氏 No.7 三木露風詩

「落葉」 橋本氏 No.7 上田敏 詩

「野に出で」 船橋氏 No.8 百田宗治詩

「故郷ノ翁」 信時氏 No.10 國木田獨歩詩

「旅人ノうた」 梁田氏 No.11 北原白秋詩

「くぬぎ落葉」 片山氏 No.7 島木赤彦詩

五月十四日 水

「不盡山を望みて」ノ謄寫印刷出來、小林書記呈出サル。

五月十六日 金

午後〇時半ヨリ委員會開催

出席者、信時、岡野、船橋、成田、片山

「子等を忍ぶ歌」及び「花」につき作曲上及び配字にわたり審議し疑問の個所につき原作者に考慮を乞ふこととす。

五月二十一日 水

「今様」 船橋作曲 本日出來 直ちに小林氏に謄寫を委託す。

五月二十三日 金

午後〇時半ヨリ委員會開催、

出席者 信時、成田、船橋、橋本、片山

岡野氏ハ校用ノ爲メ不參

「子等を忍ぶ歌」「花」「不二山フタヤマの望みて」につき審議す。

本事業當初の目的は高等小學卒業を程度とせる學校又は一般青小年歌唱用のもを作出するものなりしが第一回に撰出されし歌詞の種類のためこの制限に拘泥することは却りて歌詞の眞意義を發揮する所以に非ざることを感じ且つ第一次の作曲案を見るにこの點に拘らずや、高級向きに作出されたるが如し されど一面この點につき作者は多く歌詞に藝術的表現を與へることに努めしこと認められ、そのやゝ高級なりとの意味をもつて非難し難しと感ぜらる 元より高級を銜ふは敢て取らずとするも徒らに低淺を粧ふことも却りて難なしとせず この中庸に觸背せざることを本旨として作曲上の態度とし、一面作歌部側に對しこの主旨の諒解を求むることとす。

五月二十六日 (月)

船橋氏作「今様」本日謄寫出來

五月二十九日 (木)

岡野氏作「月と母」(西條八十作詩) 本日出來謄寫を依頼す。片山作「くぬぎ落葉」(島木赤彦作詩) 本日出來謄寫を依頼す

五月三十日

委員會 出席者 岡野、信時、船橋、成田、片山

六月三日 火

「くぬ木落葉」「月と母」謄寫出來 委員ニ配布ス、

六月六日

委員會 出席者 信時、岡野、船橋、成田、片山

「くぬ木落葉」及び「月と母」につき審議す。橋本氏「川」提出

本日までに第一審議修正濟ミノ曲左ノ如シ

「不二ニを望む歌」「子等を忍ぶ歌」「花」「今様」

母と蘆(第三卷) 成田氏擔當ニ決ス

六月十日(火)

「川」(橋本氏作曲) 本日謄寫出來

六月十三日 金

梁田氏「旅のうた」提出

信時氏「故郷ノ翁」提出 謄寫依頼

午後零時半ヨリ委員會

橋本氏作「川」につき審議 速度等決定ノ上第一審議ズミトス

片山作「くぬぎ落葉」第一審議ズミ

本日出席者 信時、岡野、船橋、橋本、成田、片山

六月十七日(火)

「旅の歌」及び「故郷の翁」謄寫受取ル

六月廿日(金)

皇太后行啓前日なるをもって本日は委員會を開催せず

六月二十七日(金)

本日出席者 岡野、信時、船橋、橋本、片山

「旅のうた」及び「故郷の翁」につき審議

「故郷の翁」は第一審議終了「旅のうた」につきては原作者缺席

の爲め修正案につき信時氏より原作者に諒解を求むる筈「月と母」

修正案出來、審議の上原作者に諒解を求むる筈。

七月三日 金 委員會

出席者 信時、岡野、橋本、片山

「月と母」及び「旅のうた」につき修正の上 第一審議ずみとす

橋本氏 落葉の稿持參。尙一度校合の上提出する由

今學期の作曲部委員會は本日を以て納會とす。來週火曜日作曲部

と合同協議會を開く予定。

七月八日(火)

午前十一時ヨリ作曲部作曲部合同協議會ヲ開ク

出席者 島崎、乙骨、高野、信時、岡野、船橋、近藤、馨、橋

本、成田、片山、

作曲部ノ事務經過ヲ報告。

新歌詞ヲ撰出 配當ス 左ノ如シ

母と蘆 西條八十 No.3 / 14 成田

四季 No.10 No.1 / 9 梁田

今様 四、 No.5 No.10 / 11 船橋

雜草 與謝野晶子 No.9 No.5 / 2 信時

土掘れ 島木赤彦 No.9 / 1 信時



石工	島木赤彦	No.9	1	船橋
桑ノ薄陽		No.14	5	成田
春の草	三木露風	No.5	1	岡野
晩秋		No.16	6	片山
タンポポ	(西條八十)	No.14	1	橋本

八月十日 本日は加納氏馨氏及び片山集合ノ上作歌者へ新作歌詞依頼狀發送に  
つき相談の上左の如き文面決定す

九月十二日 金 委員會開催

出席者 信時、岡野、片山

本日ノ集會ハ臨時ノモノ各委員ニハ召集ヲ發セズ

信時氏「雜草」與謝野晶子作 片山「晩秋」八並氏ノ中□□

本日提出 謄寫ヲ依頼ス。

作歌者謝禮ニツキ岡野氏ヨリ先例ヲ聞ク。

九月十九日

參集者 岡野、信時、船橋、成田、橋本、片山。

「雜草」信時氏ニツキ 審議 新作依頼ノ目的ト既作歌詞使用了

解ヲ求ムルタメニ 北原白秋、西條八十、白鳥省吾、三木露風、濱

田廣介氏ヲ訪問スルコトス 新作ニ對シ金五十圓ヲ謝儀トシ 舊

作ハ使用許可ヲ無償ニテ求ムルヲ原則トスルコト

九月二十日

片山ハ本日三木露風氏ヲ訪問シ領解ヲ得タリ

九月二十二日

片山ハ本日 濱田廣介ヲ訪問シ領解ヲ得タリ

九月二十五日

馨及び片山 本日北原白秋ヲ訪問シ領解ヲ得且ツ有益ナル忠告ヲ

受ケタリ

九月二十六日

例會 參集者 島崎氏、信時氏、船橋氏、馨氏、橋本氏 片山昨

日マデノ訪問經過ヲ陳ベ 北原白秋氏ノ意見ヲ參考トシ今後ノ方針

ニワタリ考究スルトコロアリ

九月二十七日

本日馨氏及び片山、白鳥省吾ヲ訪ヒ領解ヲ得タリ

九月二十八日

片山 西條氏ヲ訪ヒ領解ヲ得タリ

九月三十日 火

歌詞歌曲聯合會開催

先週來訪問セシ詩人ノ回答意見を陳述。作曲集ヲ一篇約五曲ツツ

遂次出版スベシトノ案出ス

出席者 島崎、高野、信時、岡野、船橋、馨、梁田、片山

十月二日 金

例會 出席者 島崎、岡野、信時、船橋、成田、橋本

「晩秋」につき審議 作曲者ニ疑點ニツキ修正ヲ求ム

十月九日 金

例會 出席者 島崎、信時、岡野、船橋、橋本、片山

橋本氏「落葉」提出 「晩秋」「雜草」第一回審議ズミ

船橋氏「石工」提出

十月十六日

例会、出席者 島崎、信時、岡野、船橋、橋本、片山

「落葉」審議 若干ノ修正ノノチ第一回審議ズミ

「石工」審議 若干ノ修正ヲ求ム。

十月二十三日

例会 出席者 島崎、信時、岡野、船橋、橋本、成田、片山

「石工」審議ズミ

十月二十四日

白鳥省吾氏ヨリ作歌「上野小唄」及び「裾野の秋」到着。

十月二十六日

三木露風氏ヨリ「我等ノ精神」到着

十月二十七日 火

作歌作曲部聯合會開催

出席者 島崎、高野、信時、岡野、船橋、馨、梁田、橋本、片山

「上野小唄」「裾野の秋」「我等ノ精神」ニツキ審議

修正意見出デ 假案ヲ具シテ原作者ヲ訪問ニ決ス

十一月七日

例会 出席者 島崎、信時、岡野、船橋、成田、橋本、片山

今日マデ集蒐作曲セシ歌曲を約十篇選出編輯第一輯トシテ發表ス

ルコトニ決定。

十一月十一日

作歌作曲部聯合會開催 出席者 島崎、高野、岡野、信時、馨、

船橋、片山、梁田

過般 作詞者 三木露風、白鳥省吾氏訪問につき作者側意見を報

告 更に修正案を具して作詞者を訪問することに決す

十一月十三日

白鳥省吾氏を訪ひ修正意見の了解を求め謝金・金五十圓を交附し

「上野小唄」の著作權の讓渡を受けたり

十一月十四日 金

三木露風を訪ひ修正意見の了解を得、謝金五十圓を交附し「我等の精神」の著作權の讓渡を受けたり

本日三木露風氏訪問の爲め片山 午後例会の時刻を甚だしく遅參

の爲め本日の例会を流會とす 出席者 島崎、岡野、信時、船橋、

成田

十二月五日

例会開催 出席者 嶋崎、信時、船橋、片山、成田

岡野氏は校務の爲め缺席

再審會を催し、不二山を望む、子等を忍ぶ歌、舊き都、花、故郷の翁につき再審完了

本日 春の草（三木露風作歌 岡野氏作曲）及び今様 春のはじ

めの（船橋氏作曲）を配布す

〔手書き〕

昭和五年四月

唱歌編纂掛 作曲部記事

唱歌編纂に關する

控

昭和五年八月

〔花押〕

八月七日 小石川大塚辻町一乙骨教授宅にて十五分面談

校長名にて依頼状を作家に出した上、職員の誰か直接訪問、詳細に説明して新作を依頼する事

八月十一日 片山氏、加納氏と相談、依頼状作製、

東武店より文藝年鑑を求め(代價 一圓六十錢)それによりて、住居を知る事

八月十一日 今迄の経過を校長に報告。右の依頼状に片山、加納、

乙骨( )校長の署名を得てトーシヤ版にせり。

[貼付資料① 右騰写版のための依頼状下書(後掲)がここに貼付されている]  
[貼付資料② 乙骨三郎から警書夫に宛てた手紙(後掲)が続いて貼付されている]

八月十四日

現住所

北原白秋 市外、世田ヶ谷若林二三七

西條八十 市外淀橋町柏木四三三

三木露風 市外吉祥寺町牟禮五八二

濱田廣介 市外東調布町下沼部六六三

白鳥省吾 市外高田町雜司ヶ谷龜原六一<sup>(1)</sup>

右五氏へ依頼状發送、八月十四日午前十時

(1) 朱字により次のような書き込みがある。「北原白秋」のすぐ上に「諾」、  
「西條八十」の上に「承諾」、「三木露風」の上に「諾」、また名前と住所の間  
の余白に「九月廿一日片山氏面談、快諾ヲ得」、「濱田廣介」の上に「承諾」、  
余白に「廿二日面談、快諾」、「白鳥省吾」の上に「承諾」。

九月九日<sup>(2)</sup>

西條八十、白鳥省吾、濱田廣介三氏へいづれ御都合伺ひて職員參  
堂御依頼申(す)べき旨ハガキにて通知す。發信人唱歌編纂掛

(2) はじめ「八日」と書かれてあり朱書きの別の筆跡により「九」と直され  
ている。

九月九日<sup>(3)</sup>

白秋、露風氏へ三錢切手封入問合せ(諾否)

拜啓 初秋之候 益々御清榮奉賀候

陳者 本校唱歌編纂に關しては去月十四日に別紙之通り作歌御依  
頼申上置候得共まだ御意を不得次第に有之候。

就ては、甚だ御手数恐縮には在候得共重ねて貴意を得度如斯御座  
候 敬具

(3) 「九月九日」は朱書きで書き加えられている。

拜啓

秋冷之候益々御清榮奉賀候。

陳者先般御依頼申上候唱歌編纂に關し新作御依頼申上候處、今回方  
針を革め、貴殿の詩集中より當方に於て選擇致し度意向に有之。そ  
の際、作曲致すべきものにつきては、何れ改めて御了解願ふ事と相  
承べきに付サキノ新作御依頼の件は乍勝手一時中止致度に付不惡御  
了承被下度先は如斯御座候

敬具

昭和五年九月七日

千家元麿殿

九月十一日 八月十四日ノ分ト全文

千家元麿落合町葛ヶ谷六四〇へ依頼状を出す。

九月廿七日 千家氏へは片山氏の思ひちがひに付、新作依頼取消通  
知、

九月廿五日(木) 午後一時半より四時迄北原白秋氏宅にて片山氏  
と三人會談、新作及舊作につき快諾を得、

九月廿六日 正午 島崎、信時、船橋、馨氏等に、北原氏との會談  
の結果を片山氏と二人で報告。

九月三十日 火 正午より、本學期に於ける初會合を催す事牟田氏  
へも通信す。議長は島崎氏に依囑す(る)事、校長よりもその旨  
話ありたり。

白鳥  
西條 } 面會ズミ。

九月三十日 火、會議正午

順序、

- 1、経過報告。
  - 2、今後の方針。
  - 3、遺族に對して了解を求む。
- 十月八日 放課後、乙骨教授宅訪問。

上田敏博士の遺族へ了解をうる事に御願して來る。  
唱歌編纂事業が順調に進んでゐる旨報告す。乙骨教授は十月一杯  
は出勤不可能なりといふ。

〔貼付資料①〕

拜啓殘暑の候益々御清榮奉賀候陳者本校に於ては豫而青少年子女  
の家庭及學校に於て歌ふに適する歌曲集の編纂を計畫致居候に付て  
は特に貴殿の御援助を得て本計畫を完成致度切望罷在候  
就ては貴殿に於かれてもその歌詞として左の要件に該當する詩の

御作製を御願申上度詳細につきましてはいづれ本校職員參堂御依頼可申  
上候得共一應以書中御依頼申上候間何卒御快諾被下候様願上候右豫  
め貴意を得度如斯御座候 敬具

一、詩の形式は七五調其他にて各行の字數規則正しく歌謠するに  
適するもの、

二、詩の内容は活潑、快活なるもの、

三、詩章餘り多からざる事

年月日

以上

各作家宛

新作依頼作家(五名)

西條八十氏、三木露風氏、濱田廣介氏、白鳥省吾氏、北原  
白秋氏

東京音樂學校長 乘杉嘉壽

〔貼付資料②〕

拜啓小生病氣の爲乍失禮貴下に御願ひ申上げますが、北原白秋、  
西條八十、三木露風、濱田廣介、白鳥省吾の五氏へ宛新作歌依頼の件  
(過日唱歌編纂會議の決議)ハ庶務の加納氏とも御相談の上作歌依頼  
文を御作成被下學校長の名を以て右五氏へ宛御差出置被下度候。

御依頼文ニハ「今般學校にて青少年の家庭及學校に於て歌ふに適  
する歌曲集の編纂を計畫致し居るに就ては貴下にも其の歌詞として  
詩を一篇御作成ありたきこと。詩の形式は七五調、その他にて各行  
の字數規則正しく歌謠するに通するやう、又内容は活潑、快活男性

「右のものを御願ひ致したし」

右の意味にて御願ひ申上候

乙骨三郎

馨 壽夫様

### 三 楽語調査掛

楽語調査の事蹟を記した文書類は今日まで見つからない。しかし明治四十四年から四十五年にかけて学友会雑誌『音楽』の中で、同調査掛の成果と思われる文章が十回にわたり連載されている。田村寛貞による「音楽術語」である。以下、全十回分を掲げておく。

#### 音楽術語(一)

田村寛貞

音楽術語の編纂は、我東京音楽学校の音楽術語調査會で行つて居る。其原案は吾人が常に書き下して居る。

先づ術語編纂の必要から述べる。法律の術語は既にチャンと定まつて居る。Fideikommiss と云へば世襲財産である。軍隊の術語も確定して居る。Schildwachenkette と云へば歩哨線である。醫學も定まつて居る。Lungentuberkulose と云へば肺結核である。之等は實際生活に直接必要であるからと思ふ人も有るかも知れない。が實際生活に必要ならざる學問でも定まつて居る。Trapez と云へば幾何學上の不等四邊形だし、Perturbation と云へば星學上の攝動である。然るに音楽ではオルガンの Register 一つ定まつて居ない。

Tempo 一つ定まつて居ない。所で凡て原語で宜いと云ふ人があるかも知れない。然し日本語を全然獨逸語にでも改良するのなら吾人も不賛成は無いが、縦文文字の中に横文字がハイル様な此頃の文章や、片假名でアルLEGRO、ヴィヴァーチェ、エ、コン、ブリーオー、など書くのはあまり理想的で無いと思ふ。勿論解かる人は原語を使ふのも勝手だけれども、固有名詞に非ざる以上、日本語の方が矢張り便利である。何も矢を射る弓では無いが、ボーゲンと云つたり、ボウと云つたり、アルコと云つたり、自分の習つた外國語で町々勝手に喋べるより、「弓」と云ふ方が便利である。未だ外にも色々必要の理由もあるが今は之だけに止めて置いて。

次には此術語編纂に伴ふ大困難を述べる。

1 西洋でも文字で數量上の意味を表はす者、例へば Largo, Lamento, Lento, Grave, Adagio 等の各々に一々譯語を色々作つても、此原語に於ける慣習的に段階を表して居る意味と氣持とを傳へる事は容易で無い。

2 Allegro を「快速に」と譯し、Moderato を「中庸」と譯したは宜いが、Allegro moderato と一所に出て來た時には、「中庸快速に」とやるかどうか、斯う云ふ體裁で一元論的に他のあらゆる場合に望むと、それは實に素敵滅法奇抜な、譯した自身もキマリが悪くなる様な譯語が出来る。

3 殊に發想記號である。「悲しく」とか「熱情にて」と云ふ様な似寄つた氣持の句は實に數へ擧ぐると非常に多い。所で原語が違つても日本語で同じにするのなら何でも無い話だが、そうすると困る事には、感情の微細な音楽者に成ると其間に色々な區別を立て、使